

18文企広第553号  
平成19年1月9日

文京区情報公開制度及び  
個人情報保護制度運営審議会  
会長 内山 忠明 様

文京区長 煙山 力

### 平成18年度諮問第1号

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例第2条第1項2号の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

#### 記

#### 1 諮問事項

- (1) 個人情報保護制度の見直しについて
- (2) 犯罪に関する個人情報を電子計算組織に記録することについて

#### 2 諮問の趣旨

文京区では、文京区個人情報の保護に関する条例第7条において、思想、信条、宗教、犯罪に関する情報など一定のプライバシー性の高い個人情報については、その収集を原則として禁止するとともに、同条例第15条の2でこれらの個人情報を電子計算組織に記録することを禁止してきました。

ところが近年、電子計算機の普及と情報処理技術の進展により、文京区においては、ほぼ職員一人につき1台のパソコンが配置され、いまや書類の作成、情報の管理など区の日常業務において電子計算機の利用は不可欠のものとなっています。また一方で、情報セキュリティに関する技術の進歩及び知見の蓄積により、電子計算組織の利用における安全性も相当程度に確保されているものと考えます。

そこで、個人情報の安全性の確保と、電子計算組織を利用する業務を拡大し事務の効率化による区民福祉の向上を図るため、条例第15条の2の禁止規定を見直し、上記個人情報を電子計算組織に記録することができるようにすることについて、審議会のご意見を伺いたく、諮問いたします。

また、本件見直しに関連して、戸籍住民課が所管する犯歴事務について、犯罪に関する個人情報を電子計算組織に記録し、処理することについて、審議会のご意見をお伺いします。